資料２－１

提　出　議　案　一　覧　表

議案番号	件　　名
第１号議案	地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について
第２号議案	地震・津波等災害防災対策の充実強化について
第３号議案	福祉・保健・医療施策の充実強化について
第４号議案	都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について
第５号議案	教育・文化施策の充実強化について

第１号議案

地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

（東　海）

都市自治体は厳しい財政状況の中、様々な行政課題に的確に対応していくため、自らの政策を自らの財源で実施できるよう地方分権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地方交付税について

地方交付税の財源不足については、特例的な臨時財政対策債に頼ることなく、交付税法の趣旨に立ち返り、法定率の引上げを含めた抜本的な改革により、総額を確保すること。

２．地方財政の充実強化について

(1) 地方の安定的な財政運営のため、確実に地方交付税総額を確保し、臨時財政対策債制度の廃止に向け積極的に取り組むこと。

(2) 法人実効税率を引き下げる場合には、必ず安定的な代替財源を確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにするとともに、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。また、地方法人税については、地方交付税の財源とされているが、地方自治体が取り組む企業誘致の推進等による法人税収増加への施策効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率の引下げにより法人住民税法人税割税率の引上げを図ること。

(3) 固定資産税における償却資産課税は、市町村の基幹税源であり、かつ、都市基盤をはじめとする企業の投資環境を整備し、国内のものづくり産業や雇用創出を支援するために市町村が取り組む貴重な財源となっていることから、中小企業の設備投資の支援を目的とした軽減措置については適用期限を以て確実に終了し、現行の課税制度を堅持すること。

(4) 固定資産税の徴税や様々な行政事務に支障をきたしている所有者不明不動産に対し、相続登記手続きの簡素化・低コスト化等を検討するとともに、所有者不明不動産解消に向けた関連法等の整備、推進を図ること。

また、所有者不明土地等問題対策推進のための工程表を前倒し実施して、具体的提案や助言等の援助を早急に行うこと。

(5) ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(6) 超低金利政策を背景に、依然として高金利の公債費を抱える都市自治体の負担軽減を図るため、平成１９年度から平成２４年度までに実施された公的資金補償金免除繰上償還制度を復活するとともに、年利等の対象要件を緩和すること。

(7) 庁舎の耐震化や建替え事業等を対象とする公共施設等適正管理推進事業債については、交付税措置率の引上げ及び地域の実情に合った柔軟な制度とするとともに、公共施設等総合管理計画に基づく事業が確実に実行できるよう、措置期間（平成２９年度から令和３年度まで）を撤廃すること。

また、公共施設等の老朽化が進み、財政負担の軽減・平準化に向けた施設の集約化・複合化、長寿命化等を推進するため、除却事業についても同事業債の元利償還金に対する地方交付税措置の対象とすること。

(8) 大規模地震の発生により災害対策の拠点となるべき市庁舎が直接被災し、災害対策本部として機能しないことや業務継続が不可能となるといった事例があり、復興事務を進めるためには災害の影響を最小限に留める免震化が望まれるものの、必要な財源を調達することが困難な状況にある。予防的な措置として免震構造を備えた本庁舎等の施設建設への財源措置として新たな支援制度を創設すること。

３．会計年度任用職員の任用等に係る地方財政措置について

会計年度任用職員制度の導入に当たっては、処遇改善により新たに支給すべきとされた期末手当等において地方の財政負担が増大しないよう、地方財政措置を確実に実施するとともに、その規模や条件等の詳細を早期に示すこと。

４．森林環境譲与税の活用について

令和元年度創設の森林環境譲与税について、受益と負担の関係を明確にして、多くの税収が見込まれる都市部の住民にも容易にその恩恵を享受できるような柔軟な活用を図ること。

５．統計調査の見直しについて

現在行われている各種統計調査については同様の調査項目が重複するものもあることなどから、国政のデータベースとなる統計のあり方を見直し、改めてその必要性を精査し、不要な統計の廃止及び調査対象の規模縮小を図ること。

６．人権三法の制定に伴う課題解決と同性パートナーシップ制度について

平成２８年に制定された障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法に関して市町村が積極的に取り組むべき具体的な施策内容やそれに伴う予算措置について早急に明確に示すとともに、これらの法律について差別の規制と救済も含めた法改正の検討を進めること。

また、同性パートナーシップ制度に関わり、早急に性の多様性への理解促進、当事者支援の充実のための法整備を図ること。

7．ふるさと納税について

ふるさと納税ワンストップ特例制度における、個人住民税からの所得税控除相当額の減収分については、都市自治体の負担が増大することがないよう、国において地方特例交付金による全額補填措置などの財源措置を講じること。

8．社会保障・税番号制度について

マイナンバーカードの普及に向け、個人情報の適正な取扱い確保について配慮しつつ、国が率先してマイナンバーカードの利用価値を高め、具体的な普及対策を講じるとともに、マイナンバー制度の今後の方向性を具体的に示したうえで、全省庁をあげて整合性のある取組を行うこと。

9．公営住宅家賃等の管理業務に関する権限強化について

公営住宅制度を長期にわたり継続させるには、公営住宅ストックの適正管理と入居者支援及び滞納対策が必要であるが、総務省勧告に基づく公営住宅家賃等の適正管理については、現場での権限不足により対象者の生活状況把握が困難であることから、国税徴収法（地方税法）の質問検査権と同様の調査権限を行使できるよう、法改正を行うこと。

10．衆議院（小選挙区選出）議員選挙の区割り見直しについて

公職選挙法による選挙区の区割りについて、同一市区町村内において複数の選挙区にまたがる区域があることから、期日前投票所及び開票所を複数設けなくてはならず、立会人や投開票事務従事者の確保に苦慮するなど、非効率な選挙事務となっているので、同一市区町村内において単一の選挙区とするよう区割りを見直すこと。

11．出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律について

(1) 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行により、外国人の受入れが拡大され、更なる外国人の増加、多国籍化が想定されることから、教育や福祉など外国人受入れ体制等に関する外国人対策について、国の責任により人的及び財政的措置を講じること。

(2) 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、国と都市自治体が連携し、受入れ後の外国人に関する諸施策を確実に推進するとともに、都市自治体の意見や要望を取り入れ、外国人住民を取り巻く実情に即した内容となるよう制度・仕組みを確立すること。

(3) 外国人の日本語能力を担保するため、日本語教育に関する法整備を検討すること。

第２号議案

地震・津波等災害防災対策の充実強化について

（東　海）

多大な被害が想定される南海トラフ地震をはじめ、台風や頻発する局地的豪雨など様々な自然災害や原子力発電所事故などから住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題であり、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

(1) 南海トラフ地震の地震津波想定に対応した東海地区全域における防潮堤や水門など津波防護施設を早期に整備すること。

また、海岸防災林の盛土整備について、治山事業（海岸防災林造成事業）の対象事業を拡大するとともに、更なる予算の確保及び都市自治体に対する財政措置の拡充を講じること。

(2) 被災自治体の負担や混乱を軽減するため、有事の際には近隣の県が外部からの支援物資受入れ窓口となり、物資の整理・調整等を行うなどの災害時支援物資相互受入れ態勢の構築を図ること。

２．緊急防災・減災事業債制度について

緊急防災・減災事業債制度は、財政状況の厳しい都市自治体にとって、大規模災害発生時の避難所等の整備や、災害発生時に重要な役割を担う消防団の車両等の整備にとって大変重要な制度であることから、令和２年度までとなっている措置期間を廃止又は延長すること。

また、避難所等の資機材の整備も対象となるよう対象事業を拡充すること。

３．広域避難計画、広域避難情報発令マニュアル等の策定について

南海トラフ等大規模震災に対する県・市町村の防災が調和のとれたものとするため、できる限り早急に国による基本的な方針を示し、地域ブロック毎の協議会を主導して、防災対応の連携を図ること。

４．建築物耐震・防火対策の促進について

(1) 木造住宅耐震化を促進するためには、住宅所有者の経済的な負担軽減が必要で

あることから、寝室など部分的な補強に対する安価な耐震改修制度を新設するなど、制度の見直しを行うこと。

(2) 大規模地震発生時における電気火災を防止するため、出火防止に効果的な感震ブレーカーの設置に係る財政支援制度を創設すること。

5．消防体制の充実強化について

(1) 大規模災害発生時には、地域を守る消防団の消防・防災活動が重要であるため、消防団車両の整備・更新が継続的にできるよう、交付税措置等による財政支援の拡充を図ること。

(2) 消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線設備の維持管理に係る財政支援制度を創設すること。

6．海岸堤防整備、ダム建設、河川改修事業等の推進について

(1) 侵食が進んでいる海岸について、ダム上流側の堆積土砂を下流側に流出させる事業や防災機能を保持しつつ下流への土砂供給を図る砂防事業、ダム堆積土砂の活用システムの構築など海岸部へ適切な土砂供給を図る海岸保全対策を講じること。

(2) 防災・減災対策及び地域活性化へのストック効果を期待して津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の予算額を確保し、着実な整備推進を図ること。

(3) 遠州灘沿岸は砂浜の侵食が進んでおり、高潮や高波、津波などの被害により、地域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすことが予想されるため、天竜川からの土砂供給の回復に向けた「天竜川ダム再編事業」を含む土砂管理対策の推進や、河道内掘削により発生した土砂による養浜事業への活用等、遠州灘海岸の総合的・広域的な海岸浸食対策を推進すること。

(4) 総務省が地方財政計画に基づき創設した緊急自然災害防止対策事業は、対象河川が明確化されていないため、早期に明確化するとともに、法定外河川が対象外である場合には、対象となるよう対象河川の拡充を図ること。

(5) 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防の整備や河道掘削などの対策を実施する準用河川改修事業の補助対象要件の緩和及び十分な予算確保を行うこと。

また、準用河川では、水位計の設置が進んでおらず避難の状況判断など洪水時の状況把握が困難であることから、危機管理型の水位計の設置に必要な施設整備支援を行うこと。

(6) 河川上流域の土石流災害を防止するため、砂防施設整備を推進し、早期完了すること。

(7) 一級河川雲出川における河川整備計画に基づく河川改修事業の推進を図ること。

7．劇場等における特定天井の耐震化改修に係る国の財政支援の拡充について

社会資本整備総合交付金事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）について補助率及び補助対象限度額を引き上げるなど、特定天井の耐震化に係る財政支援を拡充すること。

第３号議案

福祉・保健・医療施策の充実強化について

（東　海）

誰もが健康で生きがいをもち、安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、国と都市自治体が適切な役割分担のもと、地域医療の確保や少子化対策をはじめとした福祉・保健・医療施策の一層の充実強化と切れ目ない支援施策が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．国民健康保険制度について

(1) 安定的で持続可能な医療保険実現のため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、更なる国費の投入など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題を解決し、制度を強化するために必要な財政措置を講じること。

(2) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。

(3) 少子化対策及び医療保険制度間の公平の観点から、国民健康保険料（税）の賦課における１８歳未満の被保険者に対する均等割額について、軽減制度を創設すること。また、軽減制度を行うために必要な財源については、全額を国費で確保すること。

(4) 子ども医療費助成の現物給付化を実施する都市自治体への国民健康保険療養給付費等負担金及び調整交付金の減額調整措置が未就学児まで除外されたが、現物給付化実施のため福祉医療費全般において減額調整措置を廃止すること。また、地方単独事業に係る国庫負担金等の減額調整措置を全面的に廃止すること。

２．介護保険制度について

(1) 介護保険制度の適正な運営を図るため、介護保険法改正に伴う介護保険事業費補助金（介護報酬改定等に伴うシステム改修事業）については、国要綱に基づく補助率（実支出額の１／２）を乗じて得た額を交付額とするとともに、対象事業範囲を拡大すること。

(2) 各都市自治体が独自に実施している家族介護手当支給事業について、都市自治体の財政規模による助成格差を解消するため、財政支援を含め、国の主導による

事業とすること。

(3) 介護保険制度について、介護保険料や介護サービス利用時の自己負担が年々増加する中、将来にわたって全ての国民が安心してサービスを受けることができる、持続可能な社会保険制度となるよう、必要な財源を確保した上で、国庫負担割合を引き上げる等、保険料等の上昇を抑える対策を講じ、制度の見直しを行うこと。

3．地域医療の充実と医師等の確保対策について

(1) 地域医療を確保するため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成について、必要な対策を講じること。また、地方公立病院が地域の基幹病院としての機能を確保するため、必要な診療科の設置と人口に応じた医師の適正配置を制度化すること。

(2) 安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備のため、出産のできる医療機関及び産科二次・三次救急医療体制を確保するとともに、産科・小児科医師確保対策を推進すること。

(3) 公的病院等への助成に関する特別交付税措置について、当該病院等が二次医療圏における第三次救急医療を担う医療機関である場合は、広域での利用が明確であることから、市町村の助成を措置対象から外し、都道府県が助成を行う場合に限定すること。

(4) 社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされていることから、医療機関の消費税負担分は社会保険診療報酬等に反映されることになるが、過去の消費税率引上げ時の補填不足や、個別の医療機関の仕入構成の違いによる補填の過不足が生じる等の課題も残っているため、消費税率１０％引上げ時に環境を整備し、速やかに現行制度から軽減税率方式（免税制度、ゼロ税率等）に転換するなど、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。

(5) 都市自治体における保健師等専門職員確保のため、専門職養成教育機関等（大学等）に対し、都市自治体への就業について広報等で働きかけること。また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度を創設すること。

(6) 新専門医制度において、医師の地域偏在の根本的解決を図るため、地域の実情を踏まえた制度となるよう、国が主体的に関与すること。

(7) 医師の働き方改革について、時間外労働の上限規制の適用が地域医療の崩壊を招きかねないことから、診療科や地域における医師の偏在及び病院機能の違い等を考慮し、医師の労働条件の議論のみならず、医師の需給バランスについても十分に考慮した、慎重な検討を行うこと。

(8) 深刻な地方の医師不足を早急に解決するため、地域医療に携わる医師を増やすこと並びに医師の偏在解消に向けて、へき地医療勤務の義務化、派遣体制の確立などにより地域の医療格差の縮小に取り組むこと。

４．予防接種事業について

(1) 先天性風しん症候群（ＣＲＳ）の感染拡大防止のため、妊娠を希望する女性及び妊婦の家族等の風しん予防接種について、財政措置を講じること。

(2) 定期予防接種や妊婦検診等の費用については、国庫補助による財政措置を講じること。また、がん検診の総合支援事業の費用については、途切れることなく補助を継続すること。

(3) ロタウイルスの予防接種について、一部の都市自治体では、任意予防接種として接種費用の助成制度を設けているが、都市自治体の状況や個人の経済状態等により接種状況に格差が生じている。予防接種による感染症の予防については、広く国民全体を対象として実施すべきであることから、早急に定期接種化を図ること。

５．少子化対策について

(1) 子どもの医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に義務教育終了時まで行うべきものであることを踏まえ、全国統一基準による制度を創設するなど、公平な制度となるよう国の責任において制度化すること。

(2) 保育士の質の向上や人材確保のため、処遇改善を行うこと。また、修学資金や就職準備金等の貸付制度のさらなる延長及び制度の拡充を行うこと。

６．保育所施設等の整備促進について

(1) 認定こども園の施設整備にかかる補助制度を内閣府に統合するなど、制度の一本化を図るとともに、補助率は厚生労働省と同じ２／３とすること。

(2) 保育所等施設の老朽化等に対応し良好な保育環境を確保していくため、保育所を運営する学校法人を、令和３年度以降も保育所の施設整備に対する補助対象とすること。

７．保育所等におけるＩＣＴ化推進事業への財政支援について

保育所等においてＩＣＴ化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図ることは、公立・民間に関わらず喫緊の課題であることから、国の定める保育所等における業務効率化推進事業実施要綱において、ＩＣＴ化を推進する保育所等に対する補助対象を私立保育所等に限定することなく、公立保育所等が実施するＩＣＴ化の推進についても補助対象となるよう対象範囲を拡充すること。

８．放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実強化について

(1) 子ども・子育て支援交付金交付要綱において小規模クラスの放課後児童クラブは基本額が低く設定されているため、補助基本額を見直し、財政支援を拡充するとともに全ての児童クラブが対象となるよう補助要件を緩和すること。

(2) 放課後児童健全育成事業に係る子ども子育て支援交付金については、市が負担する１／３の財源確保が厳しい状況において、待機児童解消は難しいことから、

都市自治体の負担軽減のため、補助率の拡大を行うこと。

(3) 放課後児童健全育成事業において学校の余裕教室を活用するために障壁となっている建築基準法及び建築基準法施行令の規制緩和を行うこと。

9．幼児教育・保育無償化について

(1) 幼児教育・保育無償化を実現するために、利用者との窓口となる市町村に対し、具体的かつ現実的に事務を進めるための適切な情報提供を早急に行うこと。

(2) 認可外保育施設の無償化に対する運用を市町村に委ねるのではなく、国の明確な方針を示し、質の確保を図れる指導監督基準を満たすものに限定すること。

(3) 幼児教育・保育無償化に当たっては、保育の質の確保に必要な対策を行ったうえで、地方自治体の財政運営や待機児童対策に過度な負担が生じることがないよう、国の責任において確実な財源確保と地方財政措置を講じること。

(4) 食材料費（給食費）の取扱いについては、全額保護者の実費負担とせず、公定価格に含む取扱いに統一すること。

１０．児童虐待防止対策について

(1) 児童虐待防止対策の強化を図るため、「子どもの居場所事業」を「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を通じて提供できる支援メニューに加えること。

(2) 児童虐待防止対策に資する乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査を実施する場合においては、適切な財政措置を講じること。また、調査の実施に当たっては、効果的な調査方法の検討及び調査基準を明確化すること。

１１．社会的養護推進の拡充について

社会的養護が必要な児童に対しての施策については、子どもの幸せを最優先した取組が重要であり、児童養護施設退所後の自立支援、家庭的養護の推進に向けた里親制度の普及啓発が課題となっている。自立支援資金貸付事業の定着、児童養護施設退所後の子どもの相談支援、里親制度の促進、里親を支える人材確保等さらなる取組の充実を図るとともに、都市自治体独自の取組を推進する際の財政的支援を講じること。

１２．障がい者（児）の支援施策の充実について

(1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、障がい者（児）の生活に直結した事業を行っているが、給付額の急増に反して事業対象経費に対する補助割合の低下が続き、事業の継続が困難になっているため、地域の実情や利用者ニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、現行の負担率である国１／２相当分を確実に交付すること。

(2) 人工内耳体外機を障害者総合支援法の補装具の給付対象とし、故障を伴わない買替えについても、補聴器と同様の支援を行うこと。

(3) 適正かつ質の高いサービス提供を行う制度とするために、指定特定相談支援事

業従事者の育成等を充実すること。

１３．障害者差別解消法等における合理的配慮の提供等に係る財政措置について

障害者差別解消法において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務付けられ、障害者雇用促進法においても、事業主が講ずべき措置として同様に義務付けられたことから、障がいを理由とする差別の解消に向け、都市自治体等が提供する合理的配慮、啓発活動や相談・紛争解決の体制整備等に必要な財政措置を講じること。

１４．生活保護制度の抜本的改革について

(1) 生活保護制度は国が責任を負うべき全国一律の制度であり、「国が本来果たすべき役割に係る」法定受託事務であるため、生活保護費全額について国庫負担とすること。また、生活保護基準の見直し等制度改正に伴う福祉システム改修経費を含めた関連経費についても全額国庫負担とすること。

(2) 夏季においては、異常気象による猛暑の影響で冷房器具等に伴う光熱費の支出増加が避けられないことから、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、実情に合わせた夏季加算を早急に新設すること。また、支給対象者がごく一部に限定されている家具什器費については、全ての受給者に冷房器具の購入費用が支給できるよう、支給要件を緩和するなどし、支給対象者を拡大すること。

(3) 生活保護法第６３条に規定された返還金、第７７条及び第７８条に規定された徴収金を回収するための強制執行等に必要となる経費を国に返還する際に控除できるようにすること。

１５．ＤＶ被害等における一時保護中の医療費の県費負担について

県費による医療費（受診及び診断書作成）負担が可能となる財政支援制度を国において創設するとともに、財政措置を講じること。

１６．総合的福祉施策への財政支援について

地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供を推進するため、多世代交流・多機能型の福祉拠点となる複合的な施設の整備に対する支援制度を創設すること。また、創設されるまでの間において、既存の対象者別の施設整備補助制度に係る申請時期や整備期限の柔軟な運用を図ること。

１７．民生委員・児童委員制度の見直しについて

地域社会における見守り・相談体制の充実のため、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備と制度に対する理解の促進を図ること。また、つながりが希薄となりつつある地域社会において、民生委員への負担が増大しており、なり手不足の問題も深刻化する中、民生委員の負担を軽減する施策を検討すること。

第４号議案

都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

（東　海）

住民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境づくりと、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤及び生活環境整備の充実強化が求められている。

また、地域の発展、雇用の創出のために産業振興施策の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の拡充等について

(1) 地域の安全・安心と暮らしを支え、災害に強い都市基盤の構築や地域経済の活性化に重要な役割を担う幹線道路や高速道路の整備をはじめ、河川の管理や砂防、市街地再開発、土地区画整理事業、都市公園、下水道施設等の社会基盤整備や老朽化対策などを計画的かつ着実に実施するため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等について、地域の実情に即した適切な配分と拡充を図るとともに、都市自治体の自由度の回復と使い勝手の向上を図ること。

(2) 都市自治体の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう、道路整備における社会資本整備総合交付金の十分な予算確保を図るとともに、適切に配分すること。

(3) 力強い地方創生に向け、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めるに当たっては、都市機能集積や防災性向上、街なか居住の器づくりとして市街地再開発事業等の促進は極めて重要であることから、市街地再開発事業等に係る社会資本整備総合交付金を継続するとともに、拡充を図ること。

(4) 今後下水道施設の改築更新が本格化することを踏まえ、下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に対する国の責務の観点から、国庫負担（社会資本整備総合交付金等）を確実に継続するとともに、改築事業に対する財政措置を拡充すること。

(5) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金の効果促進事業について、基幹事業である幹線と接続した枝線を一体的に整備でき、効果的に下水道の供用開始区域を拡大できることから、末端管渠整備を再度、交付対象とすること。

(6) 地域防災の強化や安全・快適な歩行者空間の確保、観光振興などを目的とした

無電柱化事業を推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の安定的かつ十分な財政措置を講じること。また、低コスト手法に用いる製品の標準化（汎用品化）により使用資材の低コスト化を図るとともに、試験検証段階である直接埋設方式の早期実用化を進めること。

(7) 社会資本整備総合交付金事業及び道路局所管補助事業において、土地の取得に必要な不動産鑑定評価、分筆登記に要する費用を補助対象とするよう制度を拡充すること。

(8) 社会資本整備総合交付金によるかわまちづくり支援制度に登録認定された事業について、都市再生整備計画事業の補助対象エリアに加えるなど、補助対象要件を緩和し財政支援の拡充を図ること。

2．国の直轄道路及び河川の整備管理について

国の直轄道路及び河川の整備管理については、国民の生命と財産を守るべく、国土交通省の各地方整備局を存続させ、国が直接関与すること。

3．道路橋梁事業の整備促進等について

(1) 地域の発展と安全・安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図ること。

(2) 物流路線、震災時における緊急輸送路、地域連携の機能を持つ広域幹線道路等（浜松三ヶ日・豊橋道路、国道１号潮見バイパス）について整備促進を図ること。

(3) 災害時の緊急輸送路の確保及び慢性的な交通渋滞の解消、地域経済活動の活性化を図るため、国道１５０号バイパス（南遠幹線・榛南）の未整備区間について、早期に事業着手すること。

(4) 国道１号バイパスは、大規模災害時の緊急輸送路等として位置づけられているものの、現在、慢性的な交通渋滞が発生しているため、住民生活や産業・経済活動に支障をきたしている。バイパスの４車線化により、交通渋滞の解消、企業活動の活性化、医療サービスの向上等を図るため、早期に事業着手及び事業促進すること。

(5) 産業創出や雇用拡大等の地域活性化に大きな期待が寄せられている東海環状自動車道の西回り区間を早期に完成すること。

(6) 重要な路線である国道２１号の６車線化や岐阜南部横断ハイウェイ、国道２２号の名岐道路、国道４１号、国道１５６号、国道１５８号等の早期整備が図られるよう必要な予算を確保すること。

(7) 新名神高速道路、東海環状自動車道の早期全線開通及び生活に密着した県道、市道整備に安定的かつ十分な財源確保を図ること。

(8) 国道１号桑名東部拡幅事業（伊勢大橋架替えを含む）の事業促進・早期完成、北勢バイパスの早期整備促進を図ること。

(9) 名阪国道から新名神高速道路を経て名神高速道路をつなぐ、名神名阪連絡道路

に早期着手すること。

(10) 国道１６７号磯部バイパス等、伊勢志摩連絡道路の事業促進・早期完成を図ること。

(11) 熊野尾鷲道路Ⅱ期の早期完成、熊野道路及び紀宝熊野道路の早期工事着手を図り、紀伊半島を一周する道路を早期に整備すること。

4．港湾整備事業及び河川整備事業について

(1) 御前崎港西埠頭地頭方地区における廃棄物埋立護岸の整備及び多目的国際ターミナルの機能向上やクルーズ船の誘致のため、第２バースの整備を図ること。

(2) 増加する集中豪雨や水害の未然防止対策として必要な整備をする法定外河川改修に対して、社会資本整備総合交付金の対象となるよう制度改正を図ること。

(3) 木曽川水系河川整備計画に基づく護岸等整備を推進するとともに、洪水対策に有効な新丸山ダム本体着工を早期に実現すること。

(4) 大雨等による河川の氾濫対策を進めるため、準用河川の交付金の補助率１／３について、二級河川や下水道の雨水幹線整備と同様に補助率１／２とすること。

(5) 住民の生命や財産を洪水被害から守るため、木津川上流地域の治水対策として、上野遊水地、河道掘削及び川上ダム建設の事業を早期に完成すること。

5．社会基盤の維持管理等について

(1) 社会資本の的確な維持管理を行い、都市自治体が管理責任を果たすことができるよう、個別施設計画に基づく維持管理・更新費の所要額の確保を図ること。

(2) 都市自治体が管理する橋梁やトンネル、その他道路構造物等の安全確保、老朽化対策及び長寿命化を着実に進めるため、点検及び修繕に係る支援制度を充実し、必要な予算を確保すること。

6．上水道事業への支援等について

(1) 今後想定される東海・東南海・南海地震に備えて、水道施設の耐震化及び更新を推進していく必要があるため、生活基盤施設耐震化等交付金事業の交付率の引上げ及び採択基準の緩和を図ること。

(2) 市民生活の基盤である水道水の供給事業は、利用者の利便性の向上や安全な水を供給するため、重要施設の耐震化と長寿命化など、水道管を含む施設の改築・更新が全国的な緊急の課題である。適切な老朽管路の更新を維持しつつ大規模地震への対応を加速化するために企業債残高を当該補助事業の採択基準に追加するとともに、新たな事業にも平等に補助が受けられるよう、採択基準を見直すこと。

(3) 農山村地域の小規模水道施設については、水道管路耐震化等推進事業における生活基盤施設耐震化等交付金の対象を、基幹管路から末端管路までに拡大すること。

(4) 経営の健全化・安定化を図るため、水道施設や水道管路の耐震化及び更新など

に係る補助採択基準や対象施設を緩和し、自由度の高い高率な補助制度を創設すること。

(5) 水需要が減少する中、水道事業の健全な経営を維持するため、企業等における工業用水の飲用利用に対して、明確な規制を設けるなど適切な対策を講じること。

7．下水道事業への支援等について

(1) 下水道台帳のシステム整備に係る費用について、財政支援措置を講じること。

(2) 合併処理浄化槽使用家庭の下水道家庭に対する不公平感を払拭するとともに、浄化槽の維持管理を万全にすることで、水環境の保全をさらに推進するため、下水道整備区域外の個人設置型合併処理浄化槽利用家庭に対し、維持管理費の１／２を国庫負担とする財政支援制度を創設すること。

(3) 汚水処理施設について、現行の補助対象である機械設備等の改修に加え、躯体及び管渠の処理施設全般が補助対象となるよう制度を拡充するとともに、官民の所有形態及び施設の処理人員に関わらず補助対象とすること。

(4) 下水道施設の耐震化や更新などに係る補助について、十分な予算を確保し、適切に配分するとともに、補助率を嵩上げするなど財政措置を拡大すること。

8．まちづくりの推進等について

(1) 地方分権の観点を踏まえ、都市政策・まちづくり計画について、許可基準等を柔軟に運用するとともに、国と地方の協力により農地転用、農業振興地域などの農業政策も含めた新たな都市計画制度等の設計に取り組むこと。

(2) 公営住宅法第４７条の管理代行制度を用いて公営住宅の管理業務を委託する自治体が、公営住宅と同様の趣旨・制度によって現に管理されている住宅（独自住宅・改良住宅）についても管理業務を外部委託する場合に限り、管理代行制度を活用し一括委託を可能とするよう、必要な措置を講じること。

(3) 安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現し、防犯力の高い地域づくりを推進するために、街頭防犯カメラの設置に係る国の助成制度の創設又は地方財政措置の早期実施及び恒久化を行うこと。

(4) 本格的な人口減少・高齢化に伴い、都市のスポンジ化が進行しており、市町村長が、空き地等の管理不全を予防するとともに有効活用を図るための実態調査を迅速に行えるよう、固定資産税の課税等のために利用する目的で保有する情報を内部利用することを可能とする法令を整備するとともに、調査費用の支援を行うこと。

(5) 全国の自治体が実施した防災、安全に係る事業について、先進的な事例や創意工夫などを事例集としてとりまとめるなど、情報提供をすること。

(6) 景観まちづくりをより推進するため、「集約促進景観・歴史的風致形成推進事業」における景観阻害物件の除却に係る予算の増額など、財政措置を拡充すること。

(7) 空家等対策を目的に、市町村が行う空家等の除却支援について、更なる促進を図るため、十分な財政措置を講じること。

(8) まちづくりの推進や災害時の復旧等に有効な地籍調査事業を計画的に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

9.「小さな拠点」の形成推進について

総務省、国土交通省が推進する「小さな拠点」の形成には、地域社会を運営する組織づくりが不可欠であるが、こうした地域運営組織の発足等に対しての財源確保が困難であることから、地域運営組織の実情に即し、より明確な財源措置を講じるとともに、「小さな拠点」の形成に必要な交通ネットワークの維持、確保についても都市自治体の取組に対し積極的に支援すること。

１０．リニア中央新幹線事業の推進等について

(1) リニア中央新幹線の東京・大阪間全線の早期開業を実現するため、財政投融資の活用等による支援を継続実施していくこと。また、ルートは災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとするとともに、事業主体に対し、中間駅の概略位置を早期決定し、公表されるよう働きかけること。

(2) リニア中央新幹線岐阜県駅の開業に向け、駅前広場等のリニア関連施設や駅アクセス道路の整備など、関連事業に係る都市自治体に積極的な財政支援をすること。

１１．富士山静岡空港新幹線新駅設置について

首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結について、国家的プロジェクトに値する重要課題として、富士山静岡空港新幹線新駅の設置が早期実現するよう、関係者に対し強く働きかけること。

１２．公共交通政策の推進について

(1) 高齢者などの交通弱者の移動手段の確保のため、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の様態について」の活用が一層推進されるよう支援すること。

(2) 地域公共交通を安定的に維持できるよう、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の上限額の見直しを行い、十分な財政措置を講じること。

(3) 高齢運転者の交通事故を抑制し、高齢者向け公共交通施策が充実するよう高齢者向け運賃軽減措置やデマンドタクシー運行など、地域の実情に応じた公共交通政策を図る都市自治体に対し、新たな補助制度の創設や既存補助基準額引上げなど財政支援制度を充実すること。

(4) 交通弱者や地域住民の生活路線として必要な地方鉄道を存続させるため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について地域鉄道事業者が計画的に事業実施できるよう所要の財政措置を講じるとともに、地域公共交通確保維持改善事業に係

る補助要件を緩和し、経常的な運行維持経費についても財政支援措置を講じること。

(5) 地域鉄道事業者支援に対して、都市自治体が行う維持・管理費への支援も特別交付税措置の対象とするなど財政支援措置を拡充すること、及び地域鉄道の利用促進に係る支援制度を創設すること。

(6) 地域鉄道事業者が実施する運転免許証自主返納者支援事業に対する支援制度を創設すること。

(7) 超高齢社会を見据え、今後コンパクトシティ化を目指す中で、既存の鉄道路線を地域公共交通の軸として活用していくことは有効性があるが、安全に運行を行うための鉄道施設・車両の整備、更新と災害時の復旧費用に対する支援の強化並びに鉄道運営に対する支援制度を創設すること。また、地方バス路線の運営に対する支援制度を強化すること。

１３．第５次環境基本計画における地域循環共生圏の推進等について

(1) 地域が有する資源や特性を最大限活かし、直面する諸課題を克服するだけでなく、地域の活性化など持続可能な社会への転換につながる「地域循環共生圏」を推進するための具体的な制度や施策を提示すること。

(2) 各地域で「地域循環共生圏」を推進するため、データの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、具体的に支援すること。

(3) 「地域循環共生圏」の推進に当たっては、市町村の意見を十分反映させること。

１４．生活循環整備に係る支援制度について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、安定的かつ継続的な財政措置を講じるとともに、対象地域に該当しない場合の特例地域の拡充又は人口要件の緩和を図ること。

(2) 東日本大震災以降、電力確保の観点から再生可能エネルギーの活用は喫緊の課題であり、その一端を担うごみ発電施設の整備は確実に重要性を増していることから、エネルギー回収型廃棄物処理施設の交付率１／２対象の拡大を図ること。循環型社会形成推進交付金の対象は、施設の解体に併せて新たな廃棄物処理施設の整備を伴う場合に限定されており、新施設建設後に解体工事を行う場合には交付対象とならないことから、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするなどの財政措置を講じること。

１５．環境・リサイクル対策について

(1) 使い捨てプラスチックの１つであるレジ袋について、すべての小売店舗において、早期に有料化を義務付けること。

(2) 容器包装リサイクル法に基づいたプラスチック製容器包装のリサイクルについて、材料リサイクルの促進を図るため、落札システムの見直しや再商品化製品

の利用拡大に向けた財政措置を図ること。

１６．廃棄物対策の推進について

(1) スプレー缶の安全な収集及び処理のための都市自治体への財政支援を講じること。

(2) 都市自治体が使用又は保管するポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）の廃棄に係る経費に対する財政支援制度を創設すること。

(3) 廃棄物処理法の定義により、事業系廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物の二つに区分されているが、取扱いが異なることから処理等における課題が多くあり、産業廃棄物に一本化し、家庭系廃棄物は一般廃棄物、事業系廃棄物は産業廃棄物と定義の変更を図ること。

１７．海洋廃棄物の処理対策について

台風等により漁港海岸に大量の漂着物が漂着し、市単独費だけでは処理が困難であることから、国庫補助を用いて間接補助事業を行うが、保管場所及び保管期間における早期処理要望もあるため、早期支援を行うこと。

１８．再生可能エネルギーの活用に係る法整備等の充実について

(1) 大規模な太陽光発電施設については、現状の法制度では事業廃止後の設備の処分及び撤去に関する規定に強制力がないため、事業者の責任による処分及び撤去について、制度化（供託金、撤去処分費用の積立義務化等）すること。また、撤去されずに放置された場合は事業者業界全体で責任を負うような仕組みづくりについても早急に検討すること。

(2) 再生可能エネルギー発電事業がビジネスや投資の対象として利益を追及するがあまりに、周辺の住民、環境や景観等への配慮を欠くことによって、住民に不利益や不安等をもたらすことを防ぐため、ＦＩＴ認定申請において地域住民と適切なコミュニケーションを図った旨が確認できる証拠書類の提出を義務付けること。

１９．家電リサイクル制度について

(1) リサイクル料金を商品購入時に前払いをするデポジット制度を早急に導入するとともに、排出の際にはメーカーが責任を持って、自宅まで集荷する制度を早急に導入すること。

(2) 不法投棄されたリサイクル対象家電製品を市町村が回収した場合、メーカーに最終的な責任を持たせる制度を導入すること。

２０．アスベスト含有仕上げ塗材の除去に要する費用の国費負担について

公共施設の老朽化が課題となる中、生活環境に大きな影響を与えるアスベスト含有仕上げ塗材の調査・除去を行う場合に、調査費用のみならず除去に要する費用の国費負担をすること。

２１．亜炭鉱廃坑処理に係る支援制度について

(1) 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。

(2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見から積極的に参画すること。

２２．農林水産業の振興施策の充実強化について

(1) 荒廃農地等利活用促進交付金の廃止によって荒廃農地解消等が停滞する恐れがあるため、新たな財政支援制度の創設や、農地耕作条件改善事業の事業費要件（２００万円以上）の緩和による対象事業の拡大など、狭小な荒廃農地の再生作業等に対する補助制度を設置すること。

(2) シイタケ等の特用林産物栽培については、キノコバエ類等による生産物への被害が拡大していることから、早期に害虫被害の把握及び防除対策を講じること。

(3) 農業の生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動を継続するための中山間地域等直接支払制度について、第４期対策が終了する令和元年度以降においても、制度の継続及び安定的な予算を確保すること。

(4) 中山間農業の維持等を図るため、多面的機能支払交付金制度を活用して安定的・継続的に事業が実施できるよう、十分な予算措置を講じること。

(5) 中山間地域における農業生産の低コスト化、高生産性農業を促進し、持続可能な営農体制を確立するため、農山漁村地域整備交付金の十分な予算を確保すること。

(6) 森林経営管理法による森林整備が本格的に開始される令和２年度以降は、林野公共事業等の森林整備が増加することから、間伐や路網整備等が安定的・計画的に実施できるよう、森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。また、既存の森林環境保全直接支援事業等の予算については、将来的に森林環境譲与税分を代替とすることがないよう、従来どおり予算を確保すること。

(7) 我が国の主要産業である漁業を持続可能なものとしていくため、新たに漁業就労を目指そうとする者に対する支援強化を図ること。

２３．野生鳥獣肉等の利活用に関する支援強化について

野生鳥獣肉等の消費、需要拡大等の利活用促進について、国が地域の状況を把握し、直接的かつ連携した支援体制づくり、広域ネットワーク化等の事業強化を推進するなど、国が積極的に関与して事業推進を図ること。

２４．臭気対策施設新設等に向けた財政支援等について

(1) 畜産農家単独で実施する臭気対策施設の新設及び修繕等に必要な費用に対する財政支援制度を創設すること。

(2) 臭気対策に有効な堆肥舎等の構造及び装置についての情報提供など、国の技術的知見から積極的に支援すること。

２５．Ｗｉ-Ｆｉ環境の整備及び継続的な支援について

訪日外国人旅行者対応など快適な旅行環境の実現及び自然災害発生時の電話回線の不通対策として、無料Ｗｉ-Ｆｉを含む通信インフラの整備及び運用に対する継続的な支援を行うこと。

２６．外国人を雇用する企業等における日本語等教育の促進について

(1) 外国人住民の就労先である企業等が、外国人従業員に対する日本語教育及び日本での生活指導等を責任を持って実施するよう、法的に義務付けていくこと。

(2) 外国人住民の就労先は市町村をまたいで広範囲に及ぶことも多くあることから、広域的な取組みが可能な国及び県が、外国人従業員に日本語教育等を行う企業等に対して、実効性のある支援を行う仕組みづくりを行うこと。

第５号議案

教育・文化施策の充実強化について

（東　海）

少子化等の進展により教育行政を取り巻く環境は大きく変わってきており、次代を担う子どもたちが健全に成長していくためには、教育・文化に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．小中学校の学級編制標準について

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かい教育指導を実施するため、小中学校の全ての通常学級の学級編制標準を３５人以下とすること。

２．教職員等配置体制の整備及び財政支援について

(1) 学級数や授業時間の増加に見合う教職員定数の改善を図るとともに、都市自治体が行う人的措置に対し、財政支援を講じること。

また、実効性ある働き方改革を推進するため、教職員定数については加配定数及び臨時講師・非常勤講師等の配置拡大で対応するのではなく、基礎定数を根本的に見直し、正規教職員を増員すること。

(2) 新学習指導要領に基づく英語教育を円滑に進めるためのＡＬＴの安定的な確保について、財政措置を講じること。

(3) 大規模校では養護教諭の負担が過大となっているため、各学校の必要性に応じて養護教諭を配置できるよう配置基準について複数配置の拡大など弾力的な運用を図ること。

(4) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく栄養教諭や学校栄養職員の人員配置基準では、食の安全管理や食の指導等、栄養教諭や学校栄養職員が行うべき職務を十分に遂行できる状況ではなくなってきていることから、業務量に見合った配置基準に見直すこと。

(5) 年々増加傾向にある個別の指導を必要とする児童生徒をサポートするため、学業支援員の継続的な配置ができるよう、新たな補助制度を創設すること。

(6) 特別支援教育の充実に向け、非常勤講師の全校配置など、人的措置に対する財政支援を講じること。

(7) 小中一貫教育の推進のため、非常勤講師等の配置に対する財政支援を講じること。

3．特別支援教育の充実について

(1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、１学級８人の学級編制標準を４人又は５人に引き下げること。

併せて、学級数の増加に伴う必要な財政的支援及び人的支援を講じること。

(2) 通常学級内において特別な支援を必要とする児童・生徒の増加と支援の多様化に対し、教員、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、更なる財政的支援及び人的支援の充実を図ること。

4．いじめ防止対策について

(1) いじめ問題等の解決に向けた自治体の取組について、市民や事業者への啓発活動を補助対象とするよう制度を拡大するとともに、いじめ問題への未然防止及び早期対応のためのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の確保、いじめ問題対策連絡協議会や再調査等に対応できる専門家（弁護士・医師・臨床心理士・社会福祉士等）の確保について、財政措置を講じること。

(2) ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール及び情報モラル講座開催にかかる補助制度を創設すること。

5．外国人児童生徒の支援について

(1) 外国人児童生徒の増加傾向に対応し、外国人児童生徒に対するよりきめ細やかな指導と安心して学校に通うことが出来るような環境づくりが喫緊の課題であることに鑑み、日本語指導教員の配置基準の緩和に向けた見直しを行うこと。

(2) 外国人児童生徒に対応する加配教員については、対象児童生徒数が１０人未満の学校であっても配置できるよう支援すること。

(3) 増加する外国人児童生徒や、日本国籍の外国育ちの児童生徒の小・中学校への就学・編入学の際の日本語や日本の学校生活への適応を支援するための初期指導教室の設置運営にあたり、「定住外国人の子どもの就学促進事業費補助金」の継続及び充実を図ること。

6．学校ＩＣＴ化の支援について

国のＩＣＴ環境整備方針が目標としている水準を達成するために多額の費用が必要であるため、一般財源による地方財政措置ではなく、環境整備に係る新たな財政支援制度の創設など財政措置を講じること。

7．学校施設等の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

(1) 小中学校の改築や老朽化対策等の教育環境改善のための大規模改造事業及び長寿命化改良事業を推進するため、公立学校施設費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の補助率の引上げ及び実情に即した建築単価の引上げ、屋上や外壁等の部位別改修を補助対象とするなど、国庫支援制度を拡充するとともに、継続的かつ確実な財源を当初予算において確保すること。

また、事務手続きの運用緩和も図ること。

(2) 児童生徒の教育環境改善及び衛生面向上や大規模災害発生時の避難所としての位置づけなどから学校トイレの洋式化を早急に行うに当たっては、学校施設環境改善交付金の補助率の嵩上げを行うなどの財政措置及び制度拡充を図るとともに、優先採択とすること。

(3) 安全・安心な教育環境を確保するため、小中学校の空調設備設置については、平成３０年度の「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」と同等以上の財政支援を継続的に行うこと。

また屋内運動場についても学校施設環境改善交付金において、冷暖房空調設備の設置及び断熱性能を向上するための設備に対し、十分な財政措置を講じること。

(4) 教育現場において児童生徒が安心して学習できる環境整備を図るため、防犯設備の単独整備についても学校施設環境改善交付金事業の対象事業とし、対象事業費の下限額の引下げ及び現状の下限額を学校単位から市町単位とするなど補助制度を拡充すること。

８．へき地児童生徒援助費等補助金の拡充について

小中学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒については、スクールバスの運行が必須となるが、へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱では、バス運行委託費の補助対象期間が統合から５年間となっており、恒久的な財政負担が大きくなるため、補助対象期間を撤廃すること。

９．コミュニティ・スクールの充実について

コミュニティ・スクールの充実に向け、地域コーディネーターの人員確保に対する財政支援を実施すること。

１０．多文化共生推進について

改正入管法が平成３１年４月１日から施行されることに伴い、今後一層の外国人の増加や多国籍化が予想される。

都市自治体においては、これまで以上に外国人が生活していくための施策が必要となることから、日本語が不得意な外国人に対する通訳の確保や、日本語学習などの教育の充実、日本人と外国人を繋ぐ体制づくりなど、多文化共生の推進に要する人的・財政的支援を講じること。

１１．文化財の保全・活用等について

文化財が将来にわたり保存・継承されるよう、国登録有形文化財（建造物）を維持することが困難な個人所有者に対して、維持管理及び修繕に対する国庫補助制度を創設すること。

１２．飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアへの総合的な支援について

ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定を受け、国内トップ

アスリートの育成や輩出の一助となっている飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアについて、受入体制や選手育成機能を高めるため、ソフト・ハードにわたる総合的な支援を充実すること。